

各位

SBI マネープラザ株式会社

不動産信託受益権にかかる私募の取扱い完了のお知らせ

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「当社」）は、当社としては初となる不動産信託受益権（以下「本信託受益権」）（※1）にかかる私募の取扱いを行い、2017年3月28日をもって、これを完了いたしましたのでお知らせいたします。

当社は2017年3月10日より、ヴィラージュ北嶺を主な信託財産とする本信託受益権にかかる私募の取扱いを開始いたしました。本信託受益権では一棟マンションへ投資を行い、賃料収入等により年3%程度の配当利回りが見込まれる（※2）商品設計となっております。その結果、当社がパートナーシップを組む税理士事務所、公認会計士事務所等から、不動産信託受益権にご興味のある投資家を多数ご紹介いただき、当初の予定通り2017年3月28日をもって私募の取扱いが完了いたしました。

なお、今後も引き続き不動産信託受益権にかかる私募の取扱いを行う予定です。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めてまいります。

<本件の概要>

名称	不動産小口信託受益権 ヴィラージュ北嶺
募集金額	300,000,000 円
申込単位	1口 500万円（2口/1,000万円 以上）
募集期日	2017年3月10日～2017年3月28日
分配日	8月、2月の年2回

（※1）不動産信託受益権とは、資産を信託銀行等に信託し、信託会社が不動産の管理・運用・処分を行って土地建物から生ずる利益を受け取ることのできる権利を指します。

（※2）利回りは約束されたものではなく、運用実績によって上下する可能性がございます。

以上

【SBI マネープラザ株式会社】

・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長(金商)第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等は預金等ではなく、預金利息はつきません。

また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI マネープラザ株式会社 アライアンス推進部 03-6229-0878